

正 誤

埼玉県告示第二百九十四号（平成二十八年三月八日第二千七百七十九号）中訂正

ページ 行

一 前から十二

誤

昭和四十八年八月三十一日から

正

昭和四十五年三月十七日から

ページ 行

一 前から十五から二十四

誤

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

正

イ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ハ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし